

＜運営費交付金債務と欠損金との相殺により留保された資金の国庫納付を指摘された例＞

○決算検査報告(平成23年11月会計検査院)(抜粋)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	⇒ (小規模企業共済勘定) 現金及び預金
部 局 等	⇒ 独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
独立行政法人における運営費交付金の概要	
	⇒ 独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金
第1 期中期目標期間中に交付を受けた運営費交付金の総額	
	⇒ 221 億 7434 万余円(平成16 年度～20 年度)
上記に係る精算収益化額に相当する額の資金で国庫納付すべき額	
	⇒ 8307 万円

1 制度の概要

○小規模企業共済勘定の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「機構法」という。)第15条の規定に基づき、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)の規定による小規模企業共済事業を行っている。

そして、機構は、機構法第18条等の規定に基づき、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととされており、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第17条の規定に基づき、小規模企業共済事業の業務については、小規模企業共済勘定を設けて整理しなければならないこととされている。さらに、同条の規定に基づき、小規模企業共済勘定は、給付経理、融資経理及び小規模共済業務等経理の三つの経理単位に区分しなければならないこととされており、このうち、小規模企業共済事業の業務に関する取引を経理する給付経理とその他の取引等を経理する小規模共済業務等経理については、省令第21条第1項の規定に基づき、小規模共済業務等経理から給付経理への資金融通をしてはならないこととされている。

機構の小規模企業共済勘定には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、国から運営費交付金が交付されており、小規模共済業務等経理にのみ充てられている。しかし、給付経理に係る費用は共済事業掛金等の収入とその運用益で賅うこととしており、給付経理において欠損が生じたとしても、運営費交付金は充てないこととしている。

○運営費交付金の会計処理

機構の小規模企業共済勘定が平成16年度から20年度までの第1期中期目標期間に交付を受けた運営費交

付金の額は、計221 億7434 万余円となっている。

運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準(平成12 年2 月独立行政法人会計基準研究会策定)に基づき、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務で整理することとされている。そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を運営費交付金債務から収益に属する運営費交付金収益に振り替えるなどとされている。さらに、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44 条第1 項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2 項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1 項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。また、この利益及び損失の処理は、勘定ごとに行われることになっている。

○国庫納付の概要

機構は、機構法第19 条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から経済産業大臣の承認を受けて次の中期目標期間に繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

また、22 年の通則法の改正により、各独立行政法人は、中期目標期間の途中であっても、同法第8 条の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46 条の2 の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務が適切に取り扱われているか、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構の小規模企業共済勘定に対して第1 期中期目標期間中に交付された運営費交付金を対象として、機構本部において、財務諸表、運営費交付金の使途及び会計処理等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、20 年度末に第1 期中期目標期間の終了を迎えたことから、小規模企業共済勘定のうち小規模共済業務等経理において、運営費交付金として交付を受けたものの業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務8307 万余円について、精算のための収益化を行っていた。

一方、同勘定のうち給付経理において当該精算収益化額を上回る3151 億4353 万余円の損失が生じていたため、期末処理を行った結果、同勘定としては、3147 億1104 万余円の当期総損失を計上することになった。このため、上記

の精算収益化額に相当する額の資金8307万余円は、前記の機構法第19条の規定による国庫納付ができないことになっていた。

そして、機構においては、前記のとおり、省令により小規模共済業務等経理から給付経理への資金融通をしてはならないこととされ、また、給付経理に係る費用は共済事業掛金等の収入とその運用益で賄うことにして、運営費交付金を給付経理で発生した欠損の補に充てることはできないこととなっていることから、上記の精算収益化額に相当する額の資金8307万余円は使用されることなく、その全額が機構内部に留保されている状況になっていた。

このように、精算収益化額に相当する額の資金を機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行わないまま機構内部に留保している事態は適切とは認められず、前記の通則法改正の趣旨を踏まえて国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、精算収益化額に相当する額の資金を小規模企業共済勘定における業務に充てることができないにもかかわらず、これを機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、経済産業大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金8307万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

○決算検査報告(平成 23 年 11 月会計検査院)(抜粋)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

科	目	⇒	現金及び預金
部	局	等	⇒ 独立行政法人海洋研究開発機構本部
不要財産の概要		⇒	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成23年3 月末現在の現金及び預金の額		⇒	87 億9317 万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額		⇒	18 億3827 万円

1 会計処理等の概要

「ちきゅう」建造経費の建設仮勘定への計上

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人海洋研究開発機構法(平成15年法律第95号。以下「機構法」という。)に基づき、平成16年4月1日に解散した認可法人の海洋科学技術センター(以下「センター」という。)の権利及び義務について、国が承継する資産を除いて承継するなどして設立された。そして、機構は、深海底の地層を掘削する設備を搭載した地球深部探査船「ちきゅう」を使用して、「科学技術基本計画(第3 期(平成18年度～22年度))」(平成18年3月閣議決定)において国家基幹技術として位置付けられた「海洋地球観測探査システム」の開発等を行っている。この「ちきゅう」は、13年4月に建造が開始され、センターの権利及び義務を機構が承継した後の17年7月に完成している。

「ちきゅう」の建造に係る経費は、センター時代においては、13年度までに国から出資された346億6019万余円並びに14、15両年度に交付された海洋科学技術センター船舶建造費補助金計203億8207万余円及び海洋科学技術センター研究費補助金計11億1099万余円の合計561億5326万余円により賄われており、これらの建造経費は貸借対照表の資産の部において建設仮勘定として計上されていた。

そして、前記のとおり、16年4月1日にセンターが解散して機構が独立行政法人として設立されたことに伴い、機構は、上記の建設仮勘定について、独立行政法人海洋研究開発機構資産評価委員会の評価を受けて上記の561億5326万余円で承継しており、これに対応する開始貸借対照表の資本及び負債の部における表示項目及び計上額は、政府出資金357億7119万余円及び建設仮勘定資産見返施設費203億8207万余円となっていた。

その後、「ちきゅう」が完成するまでの間、機構は、16、17 両年度に交付された独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金計32億2035万余円と独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金のうち「ちきゅう」の建造経費に充てた計1億6760万余円を上記の建設仮勘定に追加して計上していた。そして、「ちきゅう」が完成した時点では、「ちきゅう」の建造に係る経費として建設仮勘定に計上されていた額の内訳は表のとおりとなっており、合計595億4123万余円が計上されていた。

表「ちきゅう」の建造に係る経費として建設仮勘定に計上されていた額の内訳

(平成 17 年 7 月「ちきゅう」完成時点)

(単位:千円)

項目		金額
独立行政法人 移行前に交付 等を受けたも の	海洋科学技術センター出資金	34,660,197
	海洋科学技術センター船舶建造費補助金	20,382,071
	海洋科学技術センター研究費補助金	1,110,999
	小計	56,153,267

独立行政法人 移行後に交付 を受けたもの	独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金	3,220,357
	独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金	167,608
	小計	3,387,966
計		59,541,233

(1) 各年度の積立金の算定

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項の規定に基づき、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項により、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

(2) 中期目標期間の終了に伴う国庫納付額の算定

機構は、機構法第18条第1項及び第3項の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から、次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けて繰り越す額(以下「次期中期繰越積立金」という。)を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

そして、各独立行政法人は、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)第6条第1項の規定に基づき、上記残余の額があるときは国庫納付すべき金額(以下、当該国庫納付すべき金額を「国庫納付金」という。)の計算書に、中期目標期間の最終年度の貸借対照表、損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、主務大臣に提出しなければならないこととされている。

(3) 不要財産の国庫納付の概要

各独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構の第1期中期目標期間(16年度から20年度まで)に係る積立金等を対象として、機構本部において、財務諸表、会計処理等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、第1期中期目標期間の最終年度(20年度)において、前記の積立金の整理を行った結果、積立金を8億2743万余円と算出していた。そして、この積立金8億2743万余円から、次期中期繰越積立金6億7695万余円を控除してなお残余が1億5047万余円あったことから、文部科学大臣に国庫納付金の計算書を提出して、同額を21年7月に国庫納付していた。

上記の計算書に添付された国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類をみたところ、機構は、国庫納付金の計算に当たり、第1期中期目標期間中に還付された消費税額と納付した消費税額との差額19億8730万余円等の現金の裏付けのある利益を計上する一方、同期間中のキャッシュ・フローを伴わない費用18億3827万余円を損失として計上していた。

この損失のうち16億0763万余円は、「ちきゅう」完成時の17年度に、政府出資見合いとして承継した建設仮勘定を船舶等の本勘定に振り替える際に生ずるなどした費用によるものであった。すなわち、この費用は、機構が、「ちきゅう」の完成時において建設仮勘定に計上していた額を資産と費用とに区分して振り替える処理を行うこととしていたことから、17年7月の完成を機に、地層を掘削して試料を採取するシステムの開発の委託に係る経費等16億0763万余円を、建設仮勘定から委託費等に振り替えたことにより生じたものである。

また、このほかに、政府出資見合いとして承継した前払費用等の資産を費用に振り替える処理をしたことなどにより生じたキャッシュ・フローを伴わない費用計2億3063万余円を損失として計上していた。

このように、キャッシュ・フローを伴わない費用による損失によって、現金の裏付けのある利益が含まれる積立金の額が減少し、結果として、18億3827万余円が第1期中期目標期間終了後に国庫納付されることなく、法人内部に定期預金等の形で留保されることになっていた。そして、この留保されることとなった資金は、第2期中期目標期間に係る中期計画において今後の使用に係る計画が定められていないことなどから、当該中期目標期間において実施する業務の財源として使用することは適切でないものと認められた。

したがって、当該キャッシュ・フローを伴わない費用に相当する額の資金は、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないものと認められるのに、法人内部に留保されている事態は適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる政府出資等に係る不要財産を、遅滞なく、国庫納付することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、文部科学大臣に対して、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、前記の法人内部に留保されることとなっている資金18億3827万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

(抜粋)

独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点

3 不要財産の判定の視点

独立行政法人の保有する資産が不要財産となっているかどうかについては、その資産の種類や、どのように利活用されることを想定して取得されたものかなど、個別の事情に照らして個々に判断すべきものである。

しかしながら、独法通則法では、不要財産は「速やかに納付する」義務を各独法に課しているのであるから、各独法・主務官庁は、既に不要となっているにも拘らず、独法内に留保されるような資産がないよう、不断に保有資産の状態を確認する必要がある。

このため、例えば、保有資産が以下のような状態となっている場合には、当該資産を「不要財産」として国庫納付等するとの視点に立って、その可否を検討することが望まれる。なお、以下に掲げる場合以外のケースであっても、保有資産が「不要」と認められる場合には、速やかに国庫納付等することが求められることは言うまでもない。

3. 運営費交付金

①～③ (略)

④ 中期目標期間終了時に精算収益化(注)された額のうち国庫納付されなかった額(目的積立金を除く。)について、例えば、省令等で運営費交付金が充てられないこととなっている経理での欠損金見合いとして留保されている場合といった、実質的に当該額を留保する必要が認められない場合

(注) 精算収益化：独法会計基準に基づき、運営費交付金債務残高について、中期目標期間終了時の期末処理で収益に振り替える会計処理

※ 上記の方針については、今後、行政刷新会議における検討状況、会計検査院による検査結果及び改正通則法に基づく不要財産の国庫納付等の実施状況も踏まえつつ、随時見直しを行うこととしている。